住所　静岡県三島市徳倉４丁目19番９号
ヴィニシウス・ダイキ・フタツイ　平成21年６月24日生
住所　静岡県御殿場市川島田413番地２
ロベス・リンピン・サンチャゴ　平成16年１月10日生
住所　東京都荒川区南千住７丁目16番３―304号
馬琳　平成元年11月19日生
住所　東京都立川市一番町４丁目40番地１
エデル・ヒロシ・キシナミ　昭和53年８月２日生
住所　東京都小平市小川東町２丁目４番914号
ヴァネッサ・ヤヨイ・マツカワ　昭和63年10月３日生
住所　東京都小金井市梶野町５丁目２番22―201号
アレスター・ポール・フォーチュン　昭和58年２月13日生
住所　群馬県高崎市中尾町767番地14
趙興　平成７年３月17日生
住所　長野県茅野市豊平1209番地１
チューブ・ソッ・コーン　昭和56年１月27日生
住所　長野県小諸市甲4646番地８
鄭國永　平成７年８月19日生
住所　東京都豊島区池袋２丁目22番３号
張楠　平成２年４月23日生
住所　静岡県掛川市長谷２丁目５番地10
ブルーセ・リチャード・シュンゾウ・アサト・イナガキ　平成４年９月30日生
住所　佐賀市天神２丁目５番18―704号
鄭淑娟　昭和46年10月15日生
周雨菁　平成９年４月１日生
住所　石川県七尾市下町丁部２番地９
白宜鑫　昭和51年４月29日生
住所　長野県中野市大字三ツ和1076番地６
李洋　昭和54年１月13日生
住所　滋賀県草津市西渋川２丁目６番５―331号
呂金秋　昭和52年10月23日生
趙景名　平成16年１月３日生
趙雪芽　平成18年12月11日生
住所　滋賀県長浜市川崎町156番地７
ルイス・グスタボ・ヒラノ・ニカイド　平成２年11月４日生
住所　福井県吉田郡永平寺町松岡領家第10号69番地27
阮俊孝　平成７年12月９日生
住所　名古屋市千種区天満通２丁目35番地２
金壽子　昭和26年７月18日生
住所　埼玉県富士見市ふじみ野西２丁目１番地１
聞晨司　平成７年11月30日生
住所　東京都台東区北上野２丁目２番２号
陳海雲　昭和59年11月20日生
住所　福岡市中央区長浜３丁目16番２―912号
雷興　昭和44年10月１日生
住所　名古屋市中川区柳瀬町１丁目24番地
リン・ブン・ティ　昭和51年８月21日生
住所　横浜市神奈川区栄町19番地８
管楽　平成２年８月13日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央３丁目１番６―614号
何志芳　昭和61年12月４日生
住所　茨城県水戸市元吉田町1154番地12
方志高　昭和43年４月10日生
王小燕　昭和56年10月７日生
方王欣　平成20年５月４日生
方王栄　平成22年２月４日生
住所　山梨県笛吹市石和町小石和2235番地
余宇力　昭和39年５月11日生
住所　千葉県船橋市前貝塚町565番地14
ムスタファ・アシク　昭和60年10月20日生
住所　島根県益田市高津３丁目10番25号
邵建梅　昭和57年５月16日生
住所　大阪府摂津市千里丘５丁目６番31―１号
王瞳　昭和58年10月28日生
住所　大阪市北区天神橋３丁目４番５―601号
劉勤霞　昭和47年５月９日生
住所　大阪府八尾市高美町５丁目４番６号
路美瑶　平成３年６月13日生
住所　大阪市淀川区塚本５丁目７番28号
代佳　昭和58年12月３日生
住所　大阪市東淀川区西淡路５丁目17番21―208号
馬鳳博　昭和60年１月９日生
住所　東京都板橋区泉町13番14―505号
岳慧玲　昭和57年７月24日生
郭奕麟　平成16年７月16日生
郭奕琛　平成18年８月17日生
郭奕琦　平成18年８月17日生
住所　東京都江東区有明１丁目２番11―406号
陳林林　昭和58年３月12日生
住所　東京都板橋区高島平２丁目33番１―615号
金学哲　昭和59年４月19日生
住所　千葉県市原市諏訪２丁目７番地５
房静海　昭和48年２月24日生
住所　埼玉県三口市飯塚３丁目３番７―512号
鄭有湜　昭和63年９月23日生
住所　兵庫県尼崎市御園３丁目24番９号
鄭弘子　昭和19年５月10日生
住所　東京都新宿区早稲田南町９番地21
梁正治　昭和51年１月25日生
梁由伊　平成19年10月19日生
梁裕太　平成23年３月24日生
住所　岡山市中区高島新屋敷273番地１
安裕貴　平成３年３月11日生

○農林水産省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

農林水産大臣　山本有二
財務大臣　麻生太郎

一中「年四厘」を「年三厘」に、「年一分五厘五毛」を「年一分四厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘二毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘二毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

附則

２１　この告示は、公布の日から施行する。

２２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

農林水産大臣　山本有二
財務大臣　麻生太郎

「年一・七〇パーセント」を「年一・六〇パーセント」に改める。

附則

２１　この告示は、公布の日から施行する。

２２　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

附則

２１　この告示は、公布の日から施行する。

２２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

農林水産大臣　山本有二
財務大臣　麻生太郎

「年一・七〇パーセント」を「年一・六〇パーセント」に改める。

附則

２１　この告示は、公布の日から施行する。

２２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。